

## 刺し網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)						申請期間	
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期		漁業を営む者の資格
8-1-1	さわら流し刺し網漁業	2人	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	3月1日から12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。 )又は豊後高田市に住所を有する者	令和7年1月6日から同年2月6日まで

### 備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年10月31日までとする。